

**平成28年11月1開催**

**第1回選挙管理委員会会議録**

**新潟市選挙管理委員会**

## 第1回選挙管理委員会日程

### 第1 開会の宣言

### 第2 付議事項

議案第8号 新潟市選挙管理委員長の選挙について

議案第9号 新潟市選挙管理委員長職務代理者の指定について

### 第3 閉会の宣言

## 第1回選挙管理委員会会議録

開催日時 平成28年11月1日(火) 午前10時00分開催

開催場所 選挙管理委員会室

出席委員(4人) 臨時職務代理 真島 義郎 委 員 村田 一男  
委 員 下坂 忠彦 委 員 西潟 博

出席職員(3人) 局 長 古俣 誉浩  
主 幹 田代 将樹 主 査 荻原 亜希

付議事項

### 【事務局長】

これより第1回委員会を開催することになりますが、委員改選後の初めての委員会ですので、僭越ですが、私から各委員をご紹介させていただきます。お手元にお配りしてございます名簿順にご紹介させていただきます。「真島委員」です。「村田委員」です。「下坂委員」です。「西潟委員」です。次に、事務局職員を紹介させていただきます。私は、事務局長の古俣です。事務局の田代主幹です。その隣が荻原主査です。外に次長の小林がおりますが、本日は政令市選挙管理委員会連合会の会議で大阪市に出張し、欠席です。委員会には、このメンバーが出席いたします。

本日の日程ですが、議案は2本用意されています。第8号議案の委員長の選挙については、委員長の臨時職務代理から取り仕切っていただき、第9号議案は、新委員長に取り仕切っていただきます。議案が終わりましたら、協議事項、報告事項、その他についてご説明します。

それでは、これより委員長を選出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、第9号議案の次のページに、議会での選管委員長への質問要旨一覧を参考資料として載せています。まず最初に委員長選挙を行っていただきますが、新潟市選挙管理委員会規程第3条には、委員全員の改選後、委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う、と規定されておりますので、真島委員から臨時に委員長の職務代理を行っていただきたいと思っております。真島委員よろしく申し上げます。委員長席へどうぞ。

### 【真島臨時職務代理】

これより第1回委員会を開催します。ただ今、事務局長から説明がありましたが、新委員長が選挙されるまでの間、委員長の臨時職務代理を行うこととなりました。皆様方のご協力をいただきながら、議事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議案第8号の委員長の選挙を行いたいと思っております。

この選挙の方法につきましては、新潟市選挙管理委員会規程第2条第1項で、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選人にする。ただし、得票数が同じ者があるときは、くじで当選

人を定める、と規定されております。なお、第2項には、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる、と規定されております。

ここで、どちらの方法によるべきかについてお諮りいたします。

【下坂委員】はじめてお目にかかった方が多い。指名推選も結構だと思いますが、

【真島臨時職務代理】下坂委員より指名推選との声ありました。

【村田委員、西潟委員】賛成

【真島臨時職務代理】それでは、どなたか指名推選にかかる発言がありましたらお願いします。

【西潟委員】真島委員は中央区の選管も経験されている。適任だとおもう。

【村田委員、下坂委員】異議ありません。

【真島臨時職務代理】真島に推選が上がりましたので、務めさせていただきます。力不足ではございますが、よろしく願います。

【真島委員長】

委員長を仰せつかりました真島でございます。皆様のご協力をいただきながら、委員長を努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。では、議案第9号の委員長職務代理者の指定についてです。

新潟市選挙管理委員会規程第6条に、委員長は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理する委員を、あらかじめ会議にはかり指定しておかなければならない、と規定されております。そこでお諮りいたしますが、指名推選の方法をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

【下坂委員、村田委員、西潟委員】異議なし

【真島委員長】

それでは、どなたがよろしいか推選をお願いします。私からの指名でもよろしいでしょうか。

【下坂委員、村委員、西潟委員】異議なし

【真島委員長】下坂委員に職務代理を指名します。異議ございませんでしょうか。

【下坂委員、村田委員、西潟委員】異議なし

閉会時刻 午前11時25分